

◎裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

(平成二十四年二月二十九日法律第四号)

一、提案理由(平成二十四年二月三日・衆議院法務委員会)

○小川国務大臣 このたび法務大臣に就任いたしました小川敏夫でございます。よろしくお願いいたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府においては、一般の政府職員の給与に関する臨時特例を定める必要を認め、今国会に国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案を提出いたしておりますが、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与に関する臨時特例を定める措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でありまして、措置の内容は、次のとおりであります。

一般の政府職員について、平成二十六年三月三十一日までの間、給与の支給に当たって職務の級に応じた割合等の減額支給

措置を講ずることとしておりますので、裁判官の報酬及び検察官の俸給につきましても、おおむねこれに準じて減額支給措置を講ずることとしております。

これらの措置は、一般の政府職員の場合と同様に、公布の日の属する月の翌々の初日、ただし公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することといたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二十四年二月三日)

○小林興起君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する臨時特例を定める措置を講ずるものであり、一般の政府職員について、平成二十六年三月三十一日までの間、給与の支給に当たっ

て職務の級に応じた割合等の減額支給措置を講ずることに伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給についても、おおむねこれに準じて減額支給措置を講ずるものであります。

両案は、第七十七回国会に提出され、継続審査に付されていたものであります。

今国会では、去る一月二十四日本委員会に付託され、昨日小川法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。次いで、両案に対しそれぞれ黒岩宇洋君外三名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案により、一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定等を行うこと等と内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。引き続き、両案及び両修正案を一括して質疑を行い、質疑を終局し、採決の結果、両修正案及び修正部分を除く両原案はいずれも全会一致をもって可決され、両法律案はいずれも修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十四年二月三日)

○黒岩委員 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨を便宜一括

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

して御説明いたします。

裁判官及び検察官の給与に関する臨時特例を定める措置を講ずるため、政府から、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案が提出されております。

今般、一般の政府職員の給与について、人事院勧告の趣旨等に鑑み、これを改定するとともに臨時特例を定めることとなることを踏まえ、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定する等の措置を講ずるため、この両修正案を提出した次第でありまして、修正の内容は、次のとおりであります。

法案の題名を、それぞれ、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律に改めることとしております。

一般の政府職員について、平成二十三年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き下げることでされておりますので、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額についても、おおむねこれに準じて引き下げることで、あわせて平成二十六年三月三十一日までの間における給与の臨時特例についても、一般の政府職員の例に準じて、その減額幅を縮小することとしたしております。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

一〇

また、平成十七年の改正法において定められた経過措置について、その期限を平成二十六年三月三十一日までとし、所要の改正を加えることとしております。

これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、公布の日の属する月の翌月の初日、ただし臨時特例を定める措置については、平成二十四年四月一日から施行することといたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

三、参議院法務委員長報告(平成二四年二月二九日)

○西田実仁君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する臨時特例を定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、一般の政府職員の給与改定等に

伴い、これに準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の引下げを行うこととするほか、法律の題名、支給減額率及び施行期日等について修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、減額支給措置を講ずる理由及び衆議院における修正の趣旨と経緯、裁判官の報酬の減額を禁じた憲法との関係、今後の裁判官の報酬及び検察官の俸給の改定の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 法律第四号は、当初「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案」として提出されたが、衆議院で題名が修正された。